

兵庫県子ども・子育て支援推進本部設置要綱

(設 置)

第1条 少子対策及び子ども・子育て支援に係る施策について、関係部局間の連絡調整を図り、施策の総合的、効果的な推進を図るため、兵庫県子ども・子育て支援推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 少子対策及び子ども・子育て支援に係る施策の企画・総合調整に関すること。
- (2) 少子対策及び子ども・子育て支援に係る施策の推進に関すること。
- (3) その他少子対策及び子ども・子育て支援に関すること。

(組 織)

第3条 本部に、本部長、副本部長及び本部員を置く。

- 2 本部長は知事をもって充てる。
- 3 副本部長及び本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部会議)

第4条 本部長は、本部を総括し、本部会議を招集する。

- 2 本部会議は、必要に応じて隨時開催する。
- 3 本部員が本部会議に出席できない場合は、代理者が出席するものとする。
- 4 本部会議に必要があるときは、関係者の出席を求めるものとする。

(事務局)

第5条 本部に、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長及び事務局次長を置く。
- 3 事務局に、こども政策課、児童課その他別表2に掲げる課等を置く。
- 4 第2項に規定する事務局長及び事務局次長は、別表3に掲げる職にある者をもって充て、前項に掲げる組織に置かれている職については組織規則等に掲げる同組織に置かれている同職にある者をもって充てる。
- 5 事務局は、組織規則等に定める事務のうち、少子対策及び子ども・子育て支援に係る事務を所掌する。

(庶 務)

第6条 本部の庶務は、こども政策課において処理する。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 8 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(別表 1)

兵庫県子ども・子育て支援推進本部構成員

区分	職名
本部長	知事
副本部長	副知事
本部員	防災監兼危機管理部長 会計管理者 技監 総務部長 企画部長 県民生活部長 福祉部長 保健医療部長 産業労働部長 農林水産部長 環境部長 土木部長 まちづくり部長 公営企業管理者 病院事業管理者 教育長 代表監査委員 人事委員長 警察本部長 神戸県民センター長 阪神南県民センター長 阪神北県民局長 東播磨県民局長 北播磨県民局長 中播磨県民センター長 西播磨県民局長 但馬県民局長 丹波県民局長 淡路県民局長 東京事務所長

(別表 2)

兵庫県子ども・子育て支援推進本部事務局を構成する課等

区分	事務局を構成する課等
福祉部	こども政策課 高齢政策課 児童課 こども家庭センター（中央 尼崎 西宮 川西 加東 姫路 豊岡） 女性家庭センター 総務課 地域福祉課 国保医療課 障害福祉課 ユニバーサル推進課
保健医療部	医務課 疾病対策課 健康増進課 薬務課
総務部	市町振興課 人事課 職員課 教育課
企画部	計画課
県民生活部	総務課 県民躍動課 芸術文化課 くらし安全課 男女青少年課 スポーツ振興課 県立男女共同参画センター
産業労働部	労政福祉課 能力開発課 地域経済課 新産業課
農林水産部	総合農政課 農業経営課 農業改良課 農地整備課 林務課 水産漁港課

環境部	環境政策課
土木部	技術企画課 道路保全課 河川整備課
まちづくり部	都市政策課 公園緑地課 住宅政策課 公営住宅整備課 公営住宅管理課
県民局・県民センター県民室	県民局・県民センター県民交流室（神戸・阪神南・阪神北・北播磨・中播磨・西播磨・丹波） 県民局地域振興室（東播磨） 県民局地域政策室（但馬） 県民局交流渦潮室（淡路）
病院局	企画課 経営課
教育委員会事務局	教育企画課 財務課 学事課 義務教育課 特別支援教育課 高校教育課 人権教育課 社会教育課 体育保健課
警察本部	生活安全企画課 少年課 交通企画課 交通規制課

(別表3)

兵庫県子ども・子育て支援推進本部事務局構成員

区分	職名
事務局長	福祉部長
事務局次長（福祉担当）	福祉部次長
同（保健医療担当）	保健医療部次長
同（総務担当）	総務部次長（総務担当）
同（職員担当）	総務部職員局長
同（企画担当）	企画部次長
同（県民生活担当）	県民生活部次長
同（産業労働担当）	産業労働部次長
同（農林水産担当）	農林水産部次長
同（環境担当）	環境部次長
同（土木担当）	土木部次長
同（まちづくり担当）	まちづくり部次長
同（県民局・県民センター県民担当）	県民局・県民センター県民交流室長（神戸・阪神南・阪神北・北播磨・中播磨・西播磨・丹波） 県民局地域振興室長（東播磨） 県民局地域政策室長（但馬） 県民局交流渦潮室長（淡路）
同（病院担当）	病院局長
同（教育担当）	教育次長（教育指導を担当する者に限る）
同（生活安全担当）	警察本部生活安全部長
同（交通担当）	警察本部交通部長